

## Ⅱ 人権に関する法律等の整備の動向と本県の対応

### Ⅰ 「部落差別の解消」に関するもの

#### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 同和対策事業特別措置法に基づき、同和対策事業を実施してきました。
- ・ 生活環境をはじめ、物的な基盤整備は改善しました。
- ・ しかし現在も公的機関に対する同和地区の問い合わせ、インターネット上での個人、団体等を対象とした誹謗中傷等が発生するなど部落差別が現存しています。



「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。



#### 〈本県における対応〉

- ・ 「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。
- ・ **相談体制の整備** 人権施策課に「人権相談窓口」を設置、「なら人権相談ネットワーク」（117機関）の活用、研修等の開催等を実施しています。
- ・ **啓発の推進** 講演会等による県民への情報提供、関係機関と連携した啓発、「エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク」の活用等を実施しています。
- ・ **教育の推進** 「人権教育の推進についての基本方針」に則った教育活動、県内各地の部落差別に関する史料に基づく教材を用いた教育を推進しています。



#### 〈課題〉

##### 【教育・啓発の推進】

- ・ 被差別部落への差別意識の早期解消に向け、教育・啓発に取り組むことが必要です。
- ・ 部落差別に対する正しい理解と認識を持てるよう、学校、家庭、地域における人権教育・啓発の充実が必要です。

##### 【相談体制の充実】

- ・ 部落差別などさまざまな人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実が必要です。

##### 【隣保館活動の活性化】

- ・ 地域の人権啓発のための住民交流の拠点施設となっている隣保館の相談・支援活動の充実や職員の資質向上が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1965（昭和40）	「同和対策審議会答申」
1966（昭和41）	「奈良県同和教育の推進についての基本方針」策定
1969（昭和44）	「同和対策事業特別措置法」施行
1982（昭和57）	「地域改善対策特別措置法」施行
1987（昭和62）	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
1997（平成9）	「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」施行
2000（平成12）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2016（平成28）	<b>「部落差別の解消の推進に関する法律」</b> 施行
2019（平成31）	<b>「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」</b> 施行

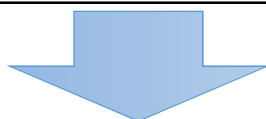
## 2 「女性の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 経済・教育・健康・政治分野のデータを元に毎年公表される世界の「ジェンダー・ギャップ指数（男女平等ランキング）」において、日本は低位の状況です。



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。  
「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ 男女ともに働きがいを感じ、生き生きと働き続けられることをめざし、「なら女性活躍推進倶楽部」を2017（平成29）年に設立（2020（令和2）年1月現在114企業登録）し、企業とともに、経営者・管理職や女性自身の意識啓発となる取組を進めています。
- ・ 子育て女性の再就職相談窓口を運営し、再就職を促進しています。
- ・ 子育てと仕事を両立できる、働きやすい職場環境の整備として、企業への補助、融資を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【企業等の環境整備】

- ・ 男女ともに働きやすい職場づくりの取組を企業・事業所とともに進めるとともに、具体的な職場の事例や魅力を発信することが必要です。

#### 【女性の就業継続・再就職への支援】

- ・ 再就職を希望する女性のための、起業も含めた準備段階からの相談・支援及び働く女性が安心して働き続けられるための相談窓口の充実が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1986 (昭和61)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行
1992 (平成4)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)施行
1999 (平成11)	「男女雇用機会均等法」改正(※1)
2000 (平成12)	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行
2001 (平成13)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行
2002 (平成14)	「育児・介護休業法」改正(※2)
2004 (平成16)	「DV防止法」改正(※3)
2005 (平成17)	「育児・介護休業法」改正(※4)
2006 (平成18)	「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画（第2次））」策定 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2007 (平成19)	「男女雇用機会均等法」改正(※5)
2008 (平成20)	「DV防止法」改正(※6) 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定
2010 (平成22)	「育児・介護休業法」改正(※7)
2013 (平成25)	「ストーカー規制法」改正(※8) 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定
2014 (平成26)	「DV防止法」改正(※9)
2015 (平成27)	<b>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行</b>
2017 (平成28)	「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」策定
2018 (平成30)	<b>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</b> 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定

※1：(1)それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止 (2)女性のための募集・女性優遇も原則禁止 (3)違反に対し企業名公表という制裁措置の創設 (4)調停の申請には「相手の同意」が不要になったことなど

※2：時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ、転勤配慮などが盛り込まれる

※3：(1)裁判所が発令する保護命令の対象を子どもや元配偶者まで広げることとし、また配偶者からの暴力は、「精神的暴力・性的暴力」を含むものと改正 (2)接近禁止命令：加害者が子どもと配偶者または元配偶者に6ヵ月間近づくことを禁止 (3)退去命令：2ヵ月間に延長

※4：休業対象者拡大（有期雇用者など）、育児休業期間を1歳6ヶ月まで延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設などが盛り込まれる

※5：男女双方に対する差別の禁止、差別規定の強化、間接差別の禁止の導入、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止など

※6：(1)生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令 (2)電話等を禁止する保護命令など、保護命令制度を拡充

※7：パパ・ママ育休プラス、専業主婦除外規定廃止、育児短時間勤務制度・所定外労働免除の義務化、介護休暇創設などが新たに追加

※8：(1)拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に加える、(2)申出をした者の住所・居所地だけでなく、加害者の住所・居所地、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長等も、禁止命令、警告又は仮の命令等を行うことができる等

※9：法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大

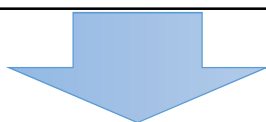
### 3 「子どもの人権」に関するもの

#### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・虐待、いじめ、体罰などの子どもへの人権侵害が深刻化、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。
- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、世代を超えて貧困の連鎖が発生しています。
- ・インターネットを適切に活用する能力を未習得である青少年が、インターネットを介した犯罪に巻き込まれる事件が社会問題化しています。

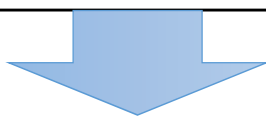


「いじめ防止対策推進法」が制定されました。  
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。  
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定されました。



#### 〈本県における対応〉

- ・いじめ対策の推進 「奈良県いじめ防止基本方針」を策定、スクールカウンセラーの配置やいじめ防止に関する教職員への研修、各種相談を実施しています。
- ・貧困対策の推進 「経済的困窮及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定、子どもの教育支援や地域の居場所づくり、保護者への就労支援等を実施しています。
- ・インターネット利用制限の促進 フィルタリングの利用を促進するため、利用環境の整備、啓発チラシの作成、青少年への啓発活動を実施しています。
- ・インターネット教育の推進 学校、地域でのインターネットリテラシーを高めるための講習会に専門講師を派遣し、インターネット利用の危険性と適切な利用の仕方について親子で学ぶセミナーを実施しています。



#### 〈課題〉

##### 【いじめ問題等への取組】

- ・いじめや犯罪などから児童生徒を守る学校及び家庭教育の充実、支援体制の強化が必要です。

##### 【子どもの教育格差、貧困の連鎖の阻止】

- ・貧困状態にあるひとり親の経済的自立を支援するなど、貧困に起因する教育格差を解消し、貧困の連鎖を阻止するための取組が必要です。

##### 【子どもに対する人権侵害や悪影響への対応】

- ・インターネットを介したいじめや犯罪などから、児童生徒を守る学校教育、家庭教育の充実が必要です。
- ・子どもをインターネット上の有害情報やSNSを利用したいじめなどから守る取組が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1976 (昭和51)	「奈良県青少年の健全育成に関する条例」施行
1999 (平成11)	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000 (平成12)	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行
2003 (平成15)	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行
2004 (平成16)	「児童虐待防止法」改正(※1)
	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(※2)
2005 (平成17)	「新結婚ワクワクこどもすくすくPlan」策定
2008 (平成20)	「児童虐待防止法」改正(※3)
	「出会い系サイト規制法」改正(※4)
2009 (平成21)	「 <b>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</b> 」(青少年インターネット環境整備法)施行
2010 (平成22)	「子ども・若者育成支援推進法」施行
	「奈良県こども・子育て応援プラン」策定
2012 (平成24)	「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成23～25年度)策定
2013 (平成25)	「いじめ防止対策推進法」施行
	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2014 (平成26)	「 <b>子どもの貧困対策の推進に関する法律</b> 」施行
	「児童買春、児童ポルノ禁止法」改正(※5)
	「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成26～28年度)策定
2015 (平成27)	「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」策定
2016 (平成28)	「 <b>奈良県いじめ防止基本方針</b> 」策定
	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行
	「 <b>経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画</b> 」策定
2017 (平成29)	「児童虐待防止法」改正(※6)
	「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成29～31年度)策定
2018 (平成30)	「 <b>青少年インターネット環境整備法</b> 」改正(※7)
2019 (令和元)	「 <b>奈良県青少年の健全育成に関する条例</b> 」改正(※8)
2020 (令和2)	「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(令和2～4年度)策定
	「奈良県社会的養育推進計画(通称：奈良県家庭と地域の子どもはぐくみプラン)」
	「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」策定

※1：児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国の将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことと明記され、児童虐待の定義の見直し、通告義務の対象拡大並びに国及び地方公共団体の責務が早期発見から自立支援までとされるなどとした改正

※2：法定刑の引き上げ、処罰規定の新設等

※3：目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記され、国・地方公共団体の責務として、虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を追加。また、児童相談所等の権限を強化し、立入調査に関しては、親の同意が得られない場合、一定の手順を踏んだあと裁判所の許可を得て強制立入が可能となるよう改正

※4：出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定

※5：児童ポルノの所持の禁止、罰則の新設など

※6：(1)虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与の追加(2)家庭裁判所による一時的保護の審査の導入(3)接近禁止命令を行うことができる場合の拡大など

※7：18歳未満が契約/使用する場合は、フィルタリングの導入を条件とするなど

※8：「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」規定の新設、「深夜外出の制限」規定の改正など

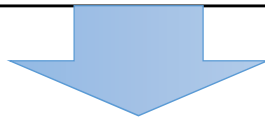
## 4 「高齢者の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・家庭や介護施設などで、高齢者に対する虐待が表面化しています。
- ・高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及びその家族に対する適切な支援が必要です。

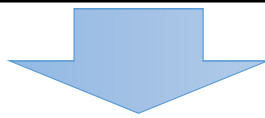


「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・高齢者虐待防止の推進 市町村及び地域包括支援センター等の職員を対象とする研修、介護施設等の職員を対象とする研修を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【**高齢者の権利擁護**】

- ・市町村における高齢者虐待の防止に向けた取組を引き続き支援することが必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1963（昭和38）	「老人福祉法」施行
1995（平成7）	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」施行
2000（平成12）	「介護保険法」施行
2005（平成17）	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」改正（※1）
2006（平成18）	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
	「奈良県高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業支援計画」策定
2009（平成21）	「介護保険法」及び「老人福祉法」改正（※2）
	「第4期奈良県介護保険事業支援計画」策定
2010（平成22）	「奈良県高齢者福祉計画」策定
2012（平成24）	「奈良県高齢者福祉計画及び第5期奈良県介護保険事業支援計画」策定
2014（平成26）	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」施行
2015（平成27）	「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行
	「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を国が策定
	「奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画」策定
2017（平成29）	「介護保険法」改正（※3）
2018（平成30）	「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」策定
2019（令和元）	「認知症施策推進大綱」策定

※1：対象施設や設備の範囲等、整備基準の見直し

※2：介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などが規定された

※3：地域包括ケアシステムの深化・推進のため、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進等



## 5 「障害のある人の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・障害を理由とした差別の解消が求められています。
- ・障害者への虐待防止の取組の充実が求められています。
- ・障害者の日常生活や社会生活への総合的な支援が求められています。
- ・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが求められています。



- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定されました。
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例に係るガイドライン」を作成しました。
- ・まほろば「あいサポート運動」の実施 障害者への日常生活でのちょっとした配慮を実践する運動を実施しています。
- ・障害者虐待防止の推進 障害者虐待防止・権利擁護研修等の実施、関係機関との連携により障害者虐待への対応を実施しています。
- ・障害福祉サービスの充実 障害福祉サービス事業所の質の向上を促進しています。
- ・文化芸術活動等の充実 障害のある人の文化芸術活動や余暇活動への参加を促進しています。



### 〈課題〉

#### 【障害者に対する理解の推進】

- ・障害のある人や障害に対する理解不足や偏見をなくすため、県民の理解の促進が必要です。

#### 【相談・支援体制の充実】

- ・障害を理由とする差別に関する相談体制の充実と、助言、あっせんの仕組みの整備が必要です。

#### 【障害者虐待防止、権利擁護】

- ・障害者への虐待に関する通報・相談について関係機関との連携の強化が必要です。
- ・障害者の自立を支援するため、成年後見制度等の利用を促進することが必要です。

#### 【障害福祉サービスの向上】

- ・障害福祉サービス事業所の従事者の確保と資質向上を図ることが必要です。

#### 【スポーツ・文化芸術活動等の充実】

- ・障害のある人が、スポーツや文化芸術活動に取り組み、地域でスポーツ・文化芸術に参加できる環境をつくり、気軽に参加できる機会の充実が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1960（昭和35）	「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)施行
1970（昭和45）	「障害者基本法」施行
2005（平成17）	「発達障害者支援法」施行
	「奈良県障害者長期計画2005」策定
2006（平成18）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
	「障害者自立支援法」施行
	「奈良県障害福祉計画」策定
2009（平成21）	「障害者雇用促進法」改正（※1）
2010（平成22）	「障害者自立支援法」改正（※2）
	「奈良県障害者計画」（平成22～26年度）策定
2011（平成23）	「障害者基本法」改正（※3）
2012（平成24）	「 <b>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</b> 」（障害者虐待防止法）施行
2013（平成25）	「障害者自立支援法」を「 <b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b> 」（障害者総合支援法）に改正（※4）
2015（平成27）	「奈良県障害者計画」（平成27～31年度）策定
2016（平成28）	「 <b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</b> 」施行
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
	「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」施行
	「障害者雇用促進法」改正（※5）
2017（平成29）	「奈良県手話言語条例」施行
2018（平成30）	「 <b>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</b> 」施行
	「バリアフリー新法」改正（※6）
2020（令和2）	「奈良県障害者計画」（令和2～6年度）策定

※1：意欲・能力に応じた障害者の雇用機会の拡大を図るため、障害者雇用納付金制度が適用される対象を一定規模以上の中小企業への拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が規定された

※2：地域における障害者等の支援体制の充実を図るため基幹相談支援センターの設置や、関係者により構成される自立支援機関の法定化、支援決定プロセスの見直し等を行うとともに、利用者負担における応能負担の原則や発達障害がこの法律の対象となることが明確化された

※3：障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と拡大するとともに、社会的障壁の除去についての合理的配慮の概念が導入された

※4：障害者の範囲に難病等を追加、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」を創設、重度訪問介護の対象拡大など障害者に対する支援の拡大、サービス基盤の計画的整備など

※5：雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが規定された

※6：2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリーを一層推進するために総合的な措置を講ずるための改正

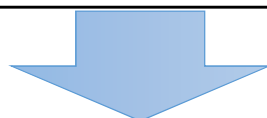
## 6 「生活困窮にある人の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人や生活保護受給者が増大しています。
- ・ 国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要です。

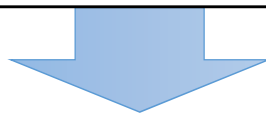


「生活困窮者自立支援法」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ **相談支援窓口の設置** 福祉事務所設置自治体（県・12市・十津川村）に相談支援員、就労支援員を配置した相談支援窓口を設置しています。
- ・ **自立支援の実施** 直ちに就労に結びつかない人への県と11市による広域型就労準備支援、専門の家計改善支援員による家計管理等についての支援、生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【生活困窮者への自立支援強化】

- ・ 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、自立に向けた支援に関する取組の強化が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1950（昭和25）	「生活保護法」施行
1951（昭和26）	「社会福祉事業法」施行
1993（平成5）	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行
2000（平成12）	「社会福祉法」施行
2008（平成20）	「パートタイム労働法」改正（※1）
2013（平成25）	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2015（平成27）	「生活困窮者自立支援法」施行

※1：少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者に対する労働条件の文書交付・説明義務、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のための改正

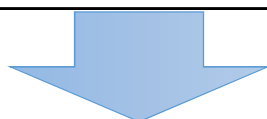
## 7 「性的マイノリティの人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 外見と法律上の性別が違うため、就職活動の際に不利益を受けたり、住宅の賃貸を断られたりするなど、差別や偏見が存在しています。
- ・ 県民の性の多様性に関する正しい理解と認識を深めることが必要です。



「**性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律**」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ **教育・啓発活動の推進** 性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見・差別をなくすことを目的に、県民を対象とした講演会を実施、支援団体等との連携により県民や企業等を対象とした研修、講座等による啓発、学校における教育・研修を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【性的マイノリティに対する意識の改革】

- ・ 多様な性のあり方についてより多くの県民が認識し、理解を促進する取組が必要です。
- #### 【性的マイノリティへの不当な扱いの防止】
- ・ 就職の採用時や日常の職場において差別や偏見によって不当に扱われることがないよう、企業等を対象とした性的マイノリティの人権に対する理解を深める取組が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
2004（平成16）	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害者特例法）施行
2008（平成20）	「性同一性障害者特例法」改正（※1）
2015（平成27）	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」文部科学省通知

※1：性別の取扱いの変更の審判を受ける要件として「子がいないこと」を「未成年の子がいないこと」に条件を緩和

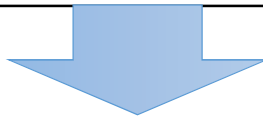
## 8 「ハンセン病患者等の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ハンセン病回復者やH I V感染者、エイズ患者、肝炎患者等が、周囲の人々の感染症に対する誤った知識やそれに基づく偏見によって、日常生活や職場、医療現場などで差別を受けたりプライバシーを侵害されたりする事象が発生しています。



「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。  
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が改正されました。  
「肝炎対策基本法」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・**啓発の推進** ハンセン病患者・回復者やその家族に対する偏見や差別を解消するためのパンフレット等を作成しました。
- ・**患者等の人権に配慮した相談・支援** ハンセン病に関する相談窓口を県疾病対策課に設置、ハンセン病患者家族等に対する生活援護事業、高齢化が進む療養所入所者の家族面談や里帰りを支援する事業を実施、県保健所に感染症に関する相談窓口を設置しています。
- ・**学校における教育の充実** ハンセン病患者や感染症に対する正しい理解を深めるための教育や研修を実施、感染症に対する正しい知識や理解を深めるための教育や様々な媒体を活用した啓発を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【教育・啓発の強化】

- ・ハンセン病について、偏見や差別が解消されておらず、ハンセン病問題への県民全体の理解を得ることが必要です。
- ・H I V感染者等や感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別の解消に努めることが必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1931 (昭和6)	「癩予防法」制定
1953 (昭和28)	「癩予防法」を一部改正した「らい予防法」施行(※1)
1988 (昭和63)	「 <b>世界エイズデー</b> 」WHO(世界保健機構)が制定
1989 (平成1)	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)」施行
1996 (平成8)	「らい予防法」を廃止する、「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1999 (平成11)	「エイズ予防法」を廃止し、「 <b>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</b> 」を施行(※2)
2001 (平成13)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2009 (平成21)	「 <b>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律</b> 」施行
2010 (平成22)	「肝炎対策基本法」施行
2019 (令和元)	「 <b>ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律</b> 」施行
2019 (令和元)	「 <b>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律</b> 」改正

※1：強制隔離継続、強制入所、患者の従業禁止、汚染場所の消毒、物件の消毒廃棄、入所者の外出禁止、所長の秩序維持を規定

※2：人権の尊重を明記



## 9 「刑を終えて出所した人の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 検挙人員に占める再犯者率が上昇しています。
- ・ 再犯防止に向け、出所者に対する支援が大きな課題です。



「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ **福祉的支援** 「奈良県地域生活定着支援センター」を設置しています。
- ・ **就労支援** 資格取得、求職活動を支援しています。
- ・ **啓発活動の推進** 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、出所者の円滑な社会復帰に向け、県民向けシンポジウムや事業者向けセミナーを実施しています。



### 〈課題〉

#### 【更生支援】

- ・ 就労、福祉・医療、教育など社会的自立に向けた切れ目のない支援の充実が必要です。

#### 【出所者やその家族への偏見の解消】

- ・ 矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状についての理解を広め、固定的な観念や偏見を解消することが必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1949（昭和24）	「犯罪者予防更正法」施行
1996（平成8）	「更生保護事業法」施行
2008（平成20）	「更生保護法」施行
2016（平成28）	「 <b>再犯の防止等の推進に関する法律</b> 」施行
2017（平成29）	「再犯防止推進計画」を国が策定

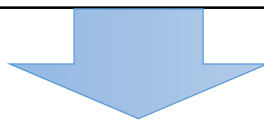
## 10 「犯罪被害者等の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 犯罪被害者やその家族又は遺族が、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や経済的負担、マスコミの取材・報道による二次被害を受ける事例などが社会問題化しています。
- ・ 犯罪被害者等の人権に配慮した支援や救済が必要です。

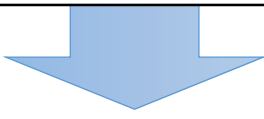


「犯罪被害者等基本法」が制定されました。  
「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ 「奈良県犯罪被害者等支援条例」を制定、「奈良県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。
- ・ **啓発活動の推進** 犯罪被害者や家族等が受けている直接的被害、二次被害の現状や支援の重要性について、県民の理解を深める講演会等を開催しています。
- ・ **相談支援体制の充実** 犯罪被害者等への支援のための相談窓口を設置、犯罪被害者等の相談を担当する職員等の資質向上や相談機能の充実を図るための研修会を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【広報啓発活動の充実】

- ・ 犯罪被害者等への支援に関する県民の理解をさらに深めるために、広報・啓発活動を充実させる必要があります。

#### 【相談・支援の充実】

- ・ 犯罪被害者等に対する相談支援体制の一層の充実が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1981（昭和56）	「犯罪被害者等給付金支給法」施行
2001（平成13）	「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正 (※1)
2005（平成17）	「 <b>犯罪被害者等基本法</b> 」施行
	「 <b>犯罪被害者等基本計画</b> 」を国が策定
2007（平成19）	「犯罪被害者等の権利の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」 施行
2008（平成20）	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正 (※2)
2016（平成28）	「第3次犯罪被害者等基本計画」を国が策定
	「 <b>奈良県犯罪被害者等支援条例</b> 」施行
	「 <b>奈良県犯罪被害者等支援計画</b> 」策定

※1：犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされた

※2：休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害者（障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った方）に対する障害給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族への給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図った

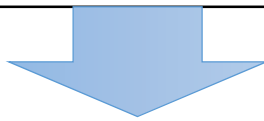
## 11 「アイヌの人々の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・先住民族であるアイヌの人々に対する理解不足や偏見から就職や結婚などにおける差別などの人権問題が依然として存在しています。



「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が衆参両院で採択されました。  
「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・**教育・啓発の推進** 学校において、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する正しい理解と認識を深めるための教育や研修を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【教育・啓発の強化】

- ・アイヌの人々の歴史、文化、伝統や現状に関する正しい理解と認識を深めることが必要です。

法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1997（平成9）	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行
2008（平成20）	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択
2019（令和1）	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を国が策定

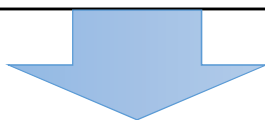
## 1 2 「外国人の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、今後増加が見込まれる外国人材を適正に受け入れながら、共生社会の実現を図り、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現が求められています。
- ・ 言語や生活習慣の違いなどから生じる、外国人の人権に関する様々な問題への対応が求められています。
- ・ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）に対する社会的関心が高まり、ヘイトスピーチ解消の取組が求められています。



「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」で了承されました。  
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ **外国人支援の充実** 多言語による奈良県外国人総合相談窓口の設置や、多言語での外国人向けの防災ガイドの作成などを進めています。
- ・ **啓発活動の推進** ヘイトスピーチは許さないという認識を広めるため、人権情報誌での特集や人権研修でのテーマとするなどの啓発活動を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【外国人住民の生活相談等への対応】

- ・ 日常生活に必要な行政・生活・災害情報などが外国人住民に確実に届く仕組みづくりや在留外国人の増加に伴い複雑・多様化する各種相談への対応が必要です。

#### 【外国人住民への偏見・差別意識の解消】

- ・ 言語や宗教、生活習慣などの違いから生じる就労差別やマンション等への入居拒否など外国人住民に対する偏見・差別意識の解消が必要です。

#### 【異文化への理解と日本語教育の充実】

- ・ 学校や地域において、児童生徒が学習により異なる歴史や文化に対する理解を深め尊重する態度を養う取組を推進することが必要です。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等に対する教育の充実が必要です。

#### 【ヘイトスピーチ解消の取組】

- ・ ヘイトスピーチは、広く県民に不快感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせる行為であり、解消に向けた取組が必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
1951（昭和26）	「出入国管理及び難民認定法」(入管法)施行
1952（昭和27）	「外国人登録法」施行
2000（平成12）	「外国人登録法」改正(※1)
2010（平成22）	「入管法」改正(※2)
2012（平成24）	「外国人登録法」廃止に伴う「新しい在留管理制度」及び「特別永住者制度」の導入(※3)
2016（平成28）	<b>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」</b> 施行
2017(平成29)	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
2018(平成30)	「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」策定
2019（平成31）	「入管法」改正(※4)
2019（令和元）	「日本語教育の推進に関する法律」施行

※1：指紋押なつ制度の廃止

※2：外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入

※3：外国人登録法の廃止により、外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付

※4：外国人受入れのための新たな在留資格の創設など、外国人材受入れのための法整備



## 13 「北朝鮮当局による拉致被害者等の人権」に関するもの

### 〈社会的背景及び法律等の整備状況〉

- ・ 1970(昭和45)年代から1980(昭和55)年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消す事件が多発し、これらの事件の多くに北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。
- ・ 現在、17名が北朝鮮当局による拉致被害者として政府により認定されていますが、このうち日本へ帰国されたのは5名にとどまります。また、政府が認定している拉致被害者のほかに、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案として警察が調査・捜索の対象としている行方不明者が奈良県を含め全国で878名(2020(令和2)年2月現在)にのぼります。
- ・ 2006(平成18)年、国は「拉致問題対策本部」を設置して問題解決のための取組を推進していますが、進展がみられない状況です。



「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。



### 〈本県における対応〉

- ・ **教育活動の推進** 拉致問題に対する正しい理解を促進するため、児童生徒の発達段階などに則した学習が進められるよう、授業展開例を掲載した指導資料を各学校に配付しました。
- ・ **啓発活動の推進** 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、毎年12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、パネル展やポスター掲示などにより啓発活動を実施しています。



### 〈課題〉

#### 【教育・啓発の推進】

- ・ 児童・生徒の発達段階や各学校の実態に即して、教材を活用するなどにより、拉致問題に対する理解が深まる取組が必要です。
- ・ 北朝鮮当局による拉致被害者等について、国や関係機関と連携を密にしながら広報・啓発活動を引き続き実施し、県民の関心と認識を一層深めることが必要です。

## 法律等の整備の経緯

年	法律等の整備状況
2003（平成15）	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
2006（平成18）	「 <b>拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</b> 」施行
2015（平成27）	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正 <sup>(※1)</sup>

※1：拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加